

## 第11節 保健衛生・防疫対策

第1項	保健衛生・防疫対策	<input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	家畜防疫対策	<input type="checkbox"/> 産業振興班	

### 【基本方針】

市は、被災地域における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関等と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、市域の保健衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談を行う等心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する食中毒や感染症等の二次災害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

### 第1項 保健衛生・防疫対策

地震・津波災害時における保健衛生・防疫等の対策は、一般災害対策：第III編第2章第15節「保健衛生・防疫対策計画」に準ずるほか、併せて以下に示す環境対策についても県や関係機関と連携して実施するものとする。

- 1) 災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気・水質汚染等を防止するように努める。
- 2) 災害対策本部は、有害物質の漏出等を把握した場合には、直ちに県に報告して、事業者が実施する各種応急対策について、県とともに指導または協力する。

### 第2項 家畜防疫対策

地震・津波災害時における家畜防疫対策は、一般災害対策：第III編第2章第15節「保健衛生・防疫対策計画」に準ずる。